

資格更新ポイントの申告

1年分を毎年次年3月末までに日本ヘルスケア歯科学会事務局に自己申告する。申告の書式等については別途定める。

資格更新手続き

別紙、資格更新手続き書を日本ヘルスケア歯科学会事務局宛に提出する

資格更新手数料 無料

資格の回復

資格更新をおこなわずに資格停止となった者は下記の要件を満たして資格回復申請を行った場合、資格を回復出来る。

*正会員であること。

*資格更新ポイントの合計20ポイント以上を申請の要件とする。

*ポイントの対象期間は資格回復申請日の前の年の12月31日より過去2年間とする。

資格回復申請は随時行なうことが出来る。回復した資格の有効期限は、回復日の次の年の1月1日より5年間とする。

資格回復申請手数料 1万円

例外規定

有効期限内に出産を経験した場合には有効期限を2年延長して7年とする

以上

一般社団法人 日本ヘルスケア歯科学会

平成24年3月1日施行

平成25年2月7日一部改訂

平成26年4月10日一部改訂

平成27年4月10日一部改訂